

試験方法等の基準について

1. 現状

- 電安法技術基準体系においては、平成26年に本WGを立ち上げて以来、整合規格の追加・改正の審議を行ってきた。
- 一方で、整合規格の一覧表である技術基準解釈通達別表第十二には、平成14年以降改正されていない基準がある。
- これらの基準の多くは、平成14年以前に、いわゆる2項基準の整備にあたって採用された製品規格「別紙」、及びこれら「別紙」に引用されている試験方法規格である。

2. 経緯

- 整合規格とする JIS 等の範囲は、本WG立上げに先立って別途設置された「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」において、既存の整合規格の見直しを行っており、報告書「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について 改訂 3.1 版」をとりまとめ、電安法の対象範囲を含む「製品安全規格」を整備すべきとの方針が出された。
- 以降、J60335-1のような製品規格群で共用される規格を除き、試験方法は整合規格として採用していない。また、別添の表1に示す試験方法などの引用規格14基準については、適切な時期に削除することとしている。

3. 今後の対応

- 当該報告書の方針に基づき、これらの14基準について、現時点での廃止の可能性について検討したところ、J60227-2(H23)及び J60245-2(H20)については製品規格群で共用される規格であること、J60825-1(H14)は製品安全基準であって試験方法規格でないことから、これら3基準の廃止にあたっては慎重を要するものと考えられるが、その他11基準については、廃止しても差し支え無いものと判断される。
- また、新たな版の J 規格が採用されたことなどに伴い、活用されていない基準があり、その対象基準を別添の表2に示す。これら8基準については、廃止しても差し支えないものと判断される。

(別添)

表 1. 別表第十二 表 1 のうち、調査検討報告書において「試験方法などの規格(D)」に分類されている基準

基準		本文※	対応国際規格	備考
基準番号	表題			
J60068-2-63(H14)	環境試験方法－電気・電子－スプリングハンマ衝撃試験方法	JIS C 0046:1993	IEC 60068-2-63(1991)に対応	
J60085(H14)	電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価	JIS C 4003:1998	IEC 60085(1984)に対応	
J60112(H14)	湿潤状態での固体電気絶縁材料の比較トラッキング指数及び保証トラッキング指数を決定する試験方法	JIS C 2134:1996	IEC 60112(1979)に対応	
J60227-2(H23)	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第2部：試験方法	JIS C 3662-2:2009	IEC60227-2(1997),Amd.No.1(2003)に対応	塩化ビニル絶縁ケーブルの規格群(J60227-1～7)で共用されるもの。
J60245-2(H20)	定格電圧450／750V以下のゴム絶縁ケーブル 第2部：試験方法	JIS C 3663-2:2003	IEC 60245-2(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(1997)に対応	ゴム絶縁ケーブルの規格群(J60245-1～8)で共用されるもの。
J60529(H14)	電気機器の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級(IPコード)	別紙 113 (JIS C0920:93 電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級の付属書を適用する。)	IEC 60529(1989)に対応	
J60695-2-1/0(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 グローワイヤ(赤熱棒押付け)試験方法－通則	JIS C 60695-2-10:1997	IEC60695-2-1/0(1994)に対応	
J60695-2-1/1(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 最終製品に対するグローワイヤ(赤熱棒押付け)試験及び指針	JIS C 60695-2-11:1997	IEC 60695-2-1/1(1994)に対応	
J60695-2-1/2(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 材料に対するグローワイヤ(赤熱棒押付け)燃焼性試験方法	JIS C 60695-2-12:1997	IEC 60695-2-1/2(1994)に対応	
J60695-2-1/3(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 材料に対するグローワイヤ(赤熱棒押付け)着火性試験方法	JIS C 60695-2-13:1997	IEC 60695-2-1/3(1994)に対応	
J60695-2-2(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 ニードルフレーム(注射針バーナ)試験方法	JIS C 60695-2-2:2000	IEC 60695-2-2(1991),Amd.No1(1994)に対応	
J60695-2-3(H14)	環境試験方法(電気・電子) ヒータによる不完全接続耐火性試験方法	JIS C 60695-2-3:1987	IEC 60695-2-3(1984)に対応	
J60707(H14)	環境試験方法－電気・電子－炎着火源による固体非金属材料の燃焼性 －試験方法のリスト	JIS C 0066:1993	IEC 60707(1981),Amd.No.1(1992)に対応	
J60825-1(H14)	レーザ製品の安全基準	JIS C 6802:1998	IEC 60825-1(1993),Amd.No.1(1998)に対応	製品安全基準であり、試験方法規格ではない。

表2. 新たな版の J 規格が採用されたことなどに伴って活用されていない基準

基 準			対応国際規格	備考
基準番号	表題	本文※		
J60127-1(H22)	ミニチュアヒューズ 第1部:ミニチュアヒューズに関する定義及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 6575-1:2009	IEC 60127-1(2006)に対応	併読される個別規格の廃止に伴い、廃止する。
J60155(H14)	蛍光灯用グロースタータ	別紙6	IEC 60155(1993), Amd.No.1(1995)に対応	注1
J60335-2-J5(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2:温風暖房機の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙106		J60335-2-102(H30)に移 行済みであるため、廃止 する。
J60384-14(H14)	電子機器用固定コンデンサー 第14部:品種別通則:電源用電磁 障害防止固定コンデンサ	JIS C 5101-14:1998	IEC 60384-14(1993), Amd.No.1(1995)に対応	電安法の対象となってい ない部品に関する規格で あるため、廃止する。
J60598-1(4.1 版 -H14)	照明器具 パート1:一般要求事項及び試験 (以下「4.1 版対応のパート1」とい う。)	別紙116	IEC 60598-1(1996), Amd.No.1(1998)に対応	注1
J60920(H14)	蛍光灯用安定器 一般及び安全要求事項	別紙160	IEC 60920(1990), Amd.No.1(1993), Amd.No.2(1995)に対応	注1
J60922(H14)	放電灯用安定器(蛍光灯用安定器 を除く) 一般及び安全要求事項	別紙161	IEC 60922(1989), Amd.No.1(1990), Amd.No.2(1992)に対応	注1
J60928(H14)	蛍光灯用電子安定器 一般及び安全要求事項	別紙162	IEC 60928(1995)に対応	注1

注1:照明器具の安全性要求事項通則は、現在 J60598-1(H29)が最新版であり、J60598(4.1 版-H14)は併読される個別規格がなくなったことから廃止する。また、J60598(4.1 版-H14)で引用されている部品に関する規格も同時に廃止する。

整合規格とする JIS 等の範囲の明確化について

「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について（改訂 3.1 版）」より

別表第十二の表	種類の記号	現在、解釈別表第十二に採用されている規格の種類	整理後
表 1 電 気 安 全 に 関 す る 基 準	A	現在の電安法の対象電気用品を含む製品安全規格	今後も採用対象とする規格
	B	電安法の対象電気用品を含む部品規格	今後も採用対象とする規格
	C	電安法の対象電気用品を含まない部品規格	今後は採用対象としない規格。ただし、安全重要部品リストは適用のためのガイダンスなどで検討することは可能
	D	試験方法などの引用規格	今後は採用対象としない規格
表 2 雑 音 の 強 さ に 関 す る 基 準	E	CISPR 整合規格	次のような方法を検討する。 ① 民間規格を作成し、整合規格として提案する方法。 ② 総務省答申を整合規格として引用する方法。 ③ 技術基準省令の解釈別表第十二（J 規格）の改正要望として提案する方法
	F	省令第 1 項ベース規格（E がない場合の基準）	別表第十の廃止時期が明確になったあと改正を必要とする規格
表 3	—	遠隔操作機構を有するものに関する基準	見直しを要する基準（改正要望する）
表 4	—	経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項	技術基準省令と重複するため不要な基準
表 5	—	事故未然防止に係る安全基準	適宜見直しを要する基準（改正要望する）

※ 1 表 1 の C、D 及び表 4 に該当する基準は、適切な時期に削除する。

※ 2 C 及び D の削除により、別表第十二の冒頭に記述されている「基準中で、本文の別紙が国際規格を引用する場合であって、表 1 及び 2 の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。」が不要となる。

※ 3 表 1 及び表 2 の規格に A～F の種類の記号を付したものを（別紙）を示す。